

市町村名	備前市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
産業建設部都市計画課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
産業建設部都市計画課空家・住宅政策係	山中 基恵	0869-64-2225

2 移住専門相談員の有無

名称	氏名	連絡先
定住相談員	永田 美穂	0869-64-2225
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・移住、定住に関する相談業務 ・空き家の掘り起こし ・移住体験住宅利用者のフォロー ・移住者と移住希望者とのマッチング 	

3 お試し住宅の有無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
平成27年度	1戸	27泊まで	11件	1件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
市内の主要箇所を車で巡り、先輩移住者との交流の場やワークショップ体験等を設定している。

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	備前市移住体験住宅(吉永)	備前市への移住を希望される者を対象に、実際に市内で生活体験ができる場を提供するため移住体験住宅を整備。 【対象者】 備前市へ移住を希望されている者	【使用料】 1日1,000円(1泊2日の場合は2,000円) 【利用可能期間】 5泊以上～27泊まで
	備前市移住調査宿泊費補助事業	備前市への移住を希望している者が、市内での住居探し又は生活環境を調査するために市内宿泊施設を活用した際に、宿泊費を補助する。 【対象者】 ・県外に住所を有し、市内への移住を目的としている者 ・住居探し(建物の内見等)、仕事探し(ハローワーク相談、シェアオフィス内見、起業)に取り組みされること ・市内の民間宿泊施設に宿泊すること ・1人2,000円以上の宿泊料金(飲食代を除く)を支払うこと	【補助額】 補助対象者及びその家族が市内の民間宿泊施設に宿泊した日数が1泊につき1人4,000円以内を補助 【限度額】 1年度につき1家族当たり5万円、個人は1人当たり24,000円を限度
	備前市創業奨励金交付事業	雇用の拡大と地域経済の活性化に資するため、「創業塾」を受講した、市内での起業者に奨励金を交付	奨励金 10万円
起業	創業塾	これから創業を考えている者、創業して間もない者を対象に「創業塾」を開講し、修了者には会社設立の優遇制度あり。 ※創業塾…特定創業支援事業として認定を受けた事業で、市内で起業しようとする者を対象として行う塾	全5日間の講義を受講し、4日以上出席者には会社設立時の登録免許税の減免、創業関連保証の特例、日本政策金融公庫による融資・開業支援資金など優遇
	備前市新規創業者支援事業(備前市商業振興対策事業)	新規創業に際して、空き店舗、空き家などを小売店、飲食店、事務所として活用見込みのある本市に住民登録のある市民に対して、工事費等の対象経費を補助する。 ※開店後、3年以上事業継続が可能であること	【補助額】 工事請負費、備品購入費等の対象経費の1/3 【限度額】 100万円 【交付額】 経営開始1～3年目150万円/年
就農等	新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)	次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営農業する認定新規就農者に対し、資金をを交付する。 【要件】 ・独立・自営就農時に49歳以下の者 ・経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること ・経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市長に認められること ・目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・前年の世帯所得が600万円以下であること	【交付額】 後継ぎ型、経営分離独立型、新規参入型 各5万円
	備前市就業奨励補助金	市内に住所を有し、新たに農林漁業を営業者で、将来にわたり専業(年間従事日数250日以上)として農林漁業経営を続けていく15歳以上39歳以下の者(夫婦の場合いずれか一方)に奨励金を交付する。	【交付額】 後継ぎ型、経営分離独立型、新規参入型 各5万円
住宅	空き家情報バンク	個人が所有する居住していない空き家を、賃貸借や売買するためのマッチングを図るために、「空き家情報バンク制度」を開設。宅建協会及び不動産協会に加盟する不動産業者に照会し物件仲介業者を探すことができる。	登録無料
子育て	保育料無償	負担公平性の確保と子育て支援の充実及び若い世代の定住促進を図るため、平成27年度から満4歳・満5歳児の保育料の無料化を開始。28年度からは、対象年齢を満1歳から満3歳の園児も対象、さらに、29年度からは、0歳児も対象となり、完全無償化とする。 給食費(おやつ代含む)及び保育材料費についても、令和5年度から完全無償化とする。 【対象者】 満0歳から満5歳の園児(※満年齢は、各年度の4月1日時点の年齢により判断) 【要件】 保護者とお子さんが備前市に居住し、住民登録をしていること	保育料、給食費、保育教材費が無料

おむつ等無償提供	【対象者】0歳児、1歳児、2歳児の園児（※満年齢は、各年度の4月1日時点の年齢により判断）	こども園で使用する紙おむつ・おしりふきをサブスクにより無償提供
備前市子ども医療給付	子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資するため、子どもの医療費を市が助成する。（原則無料） 【対象者】 ・出生の日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ・備前市に住所を有すること ・国民健康保険、その他の健康保険に加入していること	保険適用外の医療費や医療材料、入院時の食事代、差額ベッド代、予防接種は助成対象外
備前市家庭育児応援金支給	保育施設を利用せずに在宅で子どもを育児している保護者に対し、経済的な負担を軽減するとともに、子どもを安心して家庭で産み育てることができる環境づくりを行うことを目的として、家庭育児応援金を支給する。 【対象者】 次のいずれにも該当する者とする。 (1) 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの者(以下「対象児童」という。)*で、保育施設等を利用していないものを在宅で育児している保護者であること (2) 市内に住所を有し、対象児童と生計を同一にしていること (3) 生活保護法に基づく扶助を受けていないこと (4) 同一世帯に属する者に市税その他の徴収金の滞納がないこと	【支給額】 月額2万円(要件を同一月内に15日以上満たす月を対象とする。)
小・中学校給食費無償化・学用品費サポート事業	保護者の経済的負担を軽減し、子育てを推進するため、小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化する。 学用品費についても、学校の授業での指導上全員が一律に購入するものを無償化する。 【対象者】 ・備前市立の小・中学校に在籍している児童・生徒	①学校給食費の納付免除 ②学校の授業での指導上全員が一律に購入する学用品費の納付免除
放課後児童クラブ	放課後帰宅しても、勤労等により保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、遊びや生活の場を提供しています。	全ての小学校区にて開設
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方がネットワークをつくり、助け合う会員組織です。 【会員の種類】 依頼会員：生後3か月から10歳未満の子どもを育てている人 提供会員：健康で援助活動に熱意を持っている人 【サポート内容】 ・保育園、こども園等の施設までの送迎 ・保育園、こども園等の開始前や終了後の子どもを預かること ・放課後児童クラブ終了後の送迎及び子どもを預かること ・子どもが軽度の病気の場合、終日子どもを預かること ・その他保護者の必要に応じて	【利用料金】 登録料：500円(新規登録時) 保険料：500円(年度に1回1分として) 平日7～19時：600円/時 土日祝7～19時：700円/時 軽度の病児保育7～19時：800円/時
ひとり親家庭への支援	①高等職業訓練促進給付金 市内のひとり親家庭等の父または母が経済的自立に役立つ資格取得のために、1年以上養成機関等で修業する際に、修業期間4年を限度に高等職業訓練促進給付金を支給する。 ②自立支援教育訓練給付金 市内のひとり親家庭等の父または母が経済的自立に役立つ資格取得のために、市が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。	【支給額】 ①70,500円/月または100,000円/月を1年以上4年間を限度に支給 ②12,000円以上の受講費用の6割(上限20万円)を支給
未熟児養育医療費支援	養育のために病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を扶養義務者の所得に応じて公費負担する制度。 【対象者】 備前市に住所があり、医師が入院を認めた1歳未満の乳児	支給額は所得に応じて変わるため、要相談
弱視等治療用眼鏡等購入費助成	医師の指導のもとに弱視又は斜視の治療用眼鏡及びコンタクトレンズを購入した場合は、購入費の一部を助成する。 【対象者】 ・満9歳から満15歳になって最初の3月31日までの者 ・前回購入から2年間経過している者 ・世帯員に市税の滞納がない者	【助成額】 購入金額に10分の7を乗じた額で、上限3万円
備前まなび塾プラス	①土曜日・長期休業講座 支援者の指導のもと宿題や問題集など自主学習を行います。登録制で最寄りの公民館に塾生が通います。主に土曜日と長期休業中に開催します。 ②体験活動講座 子どもの知的好奇心を刺激し、学校での学びの基礎となる体験活動講座を行います。学び方を学んだり、郷土の良さを理解したりする内容も含まれています。参加者を募集し、土曜午後・日曜・祝日などに実施します。	主に小中学生を対象とし、2講座両方の受講も可能。
子育てひろば等	子育て世帯が気軽に集い、情報交換や仲間づくりができる子育て支援拠点が市内各所にあります。野外の交流広場などもあり、学校や園とは違った友達関係を築くことができます。 備前市の子育て情報サイト「びぜんっこ子育て情報ネット touch!」で確認してください。	各拠点とも利用無料
その他	結婚新生活支援事業 若年者世帯の婚姻に伴う新生活を支援することにより地域における少子化対策の強化に資することを目的に、新婚世帯の住居費や引越費用等を補助する。 【対象者】 令和7年3月1日以降に婚姻届を提出し、令和8年3月31日までに夫婦ともに市内に居住した世帯が対象。 ・婚姻届の受理された日において、夫婦がいずれも満39歳以下であること ・前年の所得を世帯で合計した額が500万円未満であること。ただし、次の場合にあつては、それぞれに掲げる計算方法により算出して得た額が400万円未満であること。(補助金の交付申請の時点において無職である者については、所得なしとする。貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。) ・他の公的制度による家賃補助等又は生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助を受けていないこと ・市税等を滞納していないこと ・市内に定住する意思があること	住居費及び引越費用の合算額(これらの費用について勤務先等から住宅手当又は移転手当(これらに類する手当を含むものが支給されている場合にあつては、当該住宅手当等の額を控除した額)とする。 ・婚姻届の受理された日において、夫婦がいずれも満29歳以下の新婚世帯 60万円 ・上記以外の新婚世帯 30万円

一般不妊治療支援事業	<p>不妊症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、一般不妊治療に要する医療費の自己負担額の一部を助成することにより、不妊治療の機会の拡大を図る。</p> <p>【対象者】次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 夫婦(原則として法律上の婚姻の届出をしている夫婦とし、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のいずれか一方が補助金の交付を申請する日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による市の住民基本台帳に1年以上前から引き続き記録されていること。</p> <p>(2) 夫婦のいずれか一方が医療機関において不妊症と診断され、一般不妊治療の必要があると認められていること。</p> <p>(3) 補助金の交付申請の日において、夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。</p>	<p>【補助額、限度額】</p> <p>保険診療における自己負担額の1/2以内とし、1回あたり4万円を上限とする。</p>
生殖補助医療支援事業	<p>不妊症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、生殖補助医療(治療期間の初日における妻の年齢が満43歳未満である夫婦間で行うものに限る。以下同じ。)に係る治療費等の自己負担額の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、不妊治療の充実を図る。</p> <p>【対象者】次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること。</p> <p>(2) 夫婦(原則として法律上の婚姻の届出をしている夫婦とし、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のいずれか一方が補助金の交付を申請する日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による市の住民基本台帳に1年以上前から引き続き記録されていること。</p> <p>(3) 補助金の交付申請の日において、夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。</p>	<p>【補助額、限度額】</p> <p>保険診療：自己負担額の1/2以内とし、1回あたり9万円を上限とする。</p> <p>併用診療：自己負担額の1/2以内とし、1回あたり12万円を上限とする。</p> <p>混合診療：混合診療に係る費用と同額とし、1回あたり20万円を上限とする。</p>
不育治療支援事業	<p>(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医による不育症と診断された者が受ける治療行為にかかる治療費について助成する。</p> <p>【対象者】</p> <p>不育治療を受けている人であって、下記の全ての条件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻後1年以上経過している夫婦であること。 ・現在婚姻相手との間に子(養子を除く)が出産していないこと。 ・不育治療を開始した時から申請に至るまでの間、夫婦がともに備前市に住所を有していること。 ・夫婦の前年の所得の合計が730万円未満であること。 ・助成対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。 	<p>【補助額、限度額】</p> <p>1回の治療に対する助成金の額は当該治療に係る治療費等の額の範囲内とし、1回につき30万円を限度とする。</p>
備前市移住支援事業	<p>1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けて、本市に移住され5年以上定住される者に移住支援金を交付する。</p>	<p>【補助額、限度額】</p> <p>2人以上の世帯100万円、単身は60万円</p>
産後ケア事業	<p>産後12月未満のお母さんと赤ちゃんで、心身の不調や育児不安がある人や家族等から産後サポートが得られない人が利用できる。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備前市に住居があること ・出産後12月未満のお母さんとお子さん ・お母さんの体調の不調や子育てに関して不安のある人 <p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産後のお母さんの健康状態のチェックや乳房ケア ・沐浴、授乳指導 ・お子さんの健康状態や体重のチェック ・子育てに関する相談 <p>【利用可能単位数】</p> <p>1回の出産につき通算6単位まで利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型ケア：1単位/1泊2日 ・デイサービス型ケア：1単位/日 ・家庭訪問型ケア：1単位/回 	<p>【助成額】</p> <p>①生活保護受給世帯、市民税非課税世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型ケア：17,500円/単位 ・デイサービス型ケア：13,500円/単位 ・家庭訪問型ケア：5,000円/単位 (2回目以降4250円/単位) <p>②上記に属さない世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型ケア：15,000円/単位 ・デイサービス型ケア：12,000円/単位 ・家庭訪問型ケア：4,000円/単位 (2回目以降3500円/単位)
奨学金等	<p>①備前市奨学資金貸付金 将来社会に貢献し得る人材を育成するため、学習意欲が旺盛な学生に奨学資金の貸付を行う。</p> <p>【対象者】 高等学校、専攻科、高等専門学校、大学及び専修学校に在学する者で、その保護者が市内に住居を有している者。</p> <p>【貸付期間】 正規の最長就学年限</p> <p>【募集期間】 募集期間中に応募</p> <p>②定住促進奨学資金返還補助制度 市内に住居し、令和6年4月以降に備前市圏域(備前市、岡山市、瀬戸内市、赤磐市、美作市、和気町、赤穂市、上郡町)に就業した方を対象に、奨学資金の返還の一部を補助する。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日時時点で、就業日から起算して1年以内であり、かつ年齢が満30歳未満であること ・次のア～ウのいずれかの奨学資金の貸付を受けており、将来返還予定であること <p>ア (独)日本学生支援機構の第1種・第2種奨学金 イ (公財)岡山県育英会の育英奨学金・修学奨学金 ウ 備前市奨学資金貸付金</p> <p>・大学等を卒業または前職を退職した翌月から備前市の住民基本台帳に記録され、かつ令和6年4月以降に備前市圏域の事業所等において常用労働者として就業した者</p>	<p>【金額等】</p> <p>①備前市奨学資金 学校の種類、奨学金の種類によって金額が違うので、要確認</p> <p>②定住促進奨学資金返還補助制度 3年間分の奨学資金返還実績額で1区分ごとに54万円が上限(2区分108万円が上限)</p>